

○建築限界（道路法第 30 条、道路構造令第 12 条）

道路法及び道路構造令では、自動車や歩行者の安全な通行を確保するために、電柱、信号機、樹木などが道路上に入ってはいけない空間（建築限界）が定められています。

車道の上空「4.5m」、歩道の上空「2.5m」の範囲に、通行の障害となるものを置いてはならないとされています。（内の箇所）

【イメージ図】

